## 子育て世帯臨時特例給付金

- **1. 支給対象者** 次の①~②の両方の条件を満たす方
  - ① 平成26年1月分の児童手当(特例給付★を含む。)を受給
  - ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
    - ★ 特例給付とは、児童1人あたり月額一律5,000円が支給されることをいいます。
    - ※ 臨時福祉給付金の給付対象となっている方や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 2. 支給対象児童

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童

3. 支 給 額

支給対象児童1人につき10,000円

4. 申請方法

平成26年5月末頃に「児童手当現況届」とあわせて申請書等を送付しますので、 必要事項の記入を行い、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してく ださい。

- ※ 平成26年1月分児童手当支給対象児童が中学校修了により、平成26年度から児童手当を受給できなくなった方や、平成26年1月分児童手当を受給後に転出された方には、別途申請書等を郵送により送付します。
- ※ 公務員の方は、各所属庁から申請書(統一様式)及び「児童手当受給状況証明書」 が交付されますので、申請書へ必要事項の記入を行い、証明書等を添付のうえ、 町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。
- **5. 申請受付期間** 平成 26年 6月 2日 (月) ~平成 26年 9月 1日 (月)

## 「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった "振り込め詐欺"や"個人情報の詐欺"にご注意ください!!

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっていますが、現時点では町民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。

このため 「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」 に関して 「子育て世帯臨時特例給付金」

- ・市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは 絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、 手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署(又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

問い合わせ先: 町民課保健福祉グループ(電話:5-1115内線157、告知端末機:5-8815)